

## 農地転用許可制度に対する要望書

我が国の農業は、農産物価格の低迷や農業従事者の高齢化、後継者不足、さらには  
獣害による生産意欲の低下など大変厳しい状況にあり、今後も引き続き地域の財産で  
ある農地を守っていくためには、後継者の確保が喫緊の課題であるといえる。

後継者を確保するためには、U・J・Iターンにより都市部から農村へ移り住んで  
もらう必要があるが、そのための住宅を建設しようとしても、整備された宅地造成地  
では、集落からの距離的な問題や、高価な分譲価格等から、農地を守る担い手が居住  
するのに適した物件であるとはいいがたい状況にある。

その他に宅地を探そうとしても、森林が大部分を占める農村では、適地を見つける  
ことが困難で、おのずとその建設候補地が農地となってしまう場合がある。

このような場合、農地転用の規制の対象となるが、農地を守る転用の規制が一方で  
農地を守る後継者の移住の足かせとなっている場合も見受けられる。

こうした状況を踏まえ、住宅を目的とした転用に限っては、都市部から農村へ移り  
住んでもらう必要性等を勘案し、優良農地とされる「甲種農地」、「第1種農地」につ  
いても、「第2種農地」と同様程度の許可の基準とされることを要望する。

平成23年10月17日

農林水産大臣 鹿野 道彦 様

南丹市農業委員会

会長 野中 一二三